

平成19年度第2回兵庫県入札監視委員会 議事概要

|  |  |        |
|--|--|--------|
| 開催日及び場所  | 平成19年7月18日(水) 県庁1号館12F 県土整備部会議室  |        |
| 出席委員   | 根岸 哲 (甲南大学法科大学院教授)<br>西村 多嘉子(大阪商業大学総合経営学部教授)<br>土居 鹿男 ((財)兵庫地域政策研究機構評議員) |        |
| 議案1 談合情報があった案件の審査<br><br>「レインボー南但地区 西谷農道 第1工区及び<br><br>第2工区工事」 | 欠席委員：安室委員、木村委員   |        |
| 議案2 談合情報があった案件の審査<br><br>「国道427号側溝路側等補修工事」                     |  |        |
|  | 報告及び質問・意見  | 回 答    |
| 報告及び委員からの質問・意見、それに対する回答等                                       | 別紙のとおり   | 別紙のとおり |
| 委員会による意見の具申又は勧告の内容   | なし   |        |

|   | 報 告 ・ 質 問   | 回 答   |
|---|---|---|
| 1 | <p>談合情報があった案件の審査 指名競争入札：但馬県民局（和田山土地改良事務所）発注<br/>「レインボー南但地区 西谷農道 第1工区及び第2工区工事」</p> <hr/> <p>上記工事に係る談合情報（6月3日のNHK報道）について、事務局が当委員会の各委員に個別に伺った（同月11日から15日）見解を報告。</p> <p>&lt;報道内容に関する主な見解&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果的に入札参加者全体で「叩き合い」を行っており、「談合」とはいえない。</li> <li>・ 結果的に「叩き合い」となったが、同様の話合いが違う形で、又は隠れて行われる怖れはある。</li> <li>・ 業者の意向を取りまとめる仕組みが長年運用されているという印象を受けた。</li> </ul> <p>&lt;県の対応に関する見解&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の談合の疑いがあるので、公正取引委員会や警察に報告するという発注者側の対応は必要。</li> <li>・ 制限付き一般競争入札等の、今年度から実施している新制度を厳格に運用するとともに、実施状況をよく検証すること。</li> <li>・ 談合情報があった地域の工事に係る入札状況を重点的にチェックすること。<br/>なお当該案件に係る地域では、当分の間は談合情報の有無に関係なく抽出した工事で事情聴取を実施している。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 談合情報があった場合の公正取引委員会への報告はいつの時点でやっているのか。</li> <li>・ 公正取引委員会に報告する時期を検討する必要があるのではないか。<br/>事情聴取を行うよりも先に速報の形で公正取引委員会に情報を出したほうがいいのではないか。</li> </ul> | <p>指名競争入札：但馬県民局（和田山土地改良事務所）発注<br/>「レインボー南但地区 西谷農道 第1工区及び第2工区工事」</p> <hr/> <p>上記工事に係る談合情報（6月3日のNHK報道）について、事務局が当委員会の各委員に個別に伺った（同月11日から15日）見解を報告。</p> <p>&lt;報道内容に関する主な見解&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 結果的に入札参加者全体で「叩き合い」を行っており、「談合」とはいえない。</li> <li>・ 結果的に「叩き合い」となったが、同様の話合いが違う形で、又は隠れて行われる怖れはある。</li> <li>・ 業者の意向を取りまとめる仕組みが長年運用されているという印象を受けた。</li> </ul> <p>&lt;県の対応に関する見解&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過去の談合の疑いがあるので、公正取引委員会や警察に報告するという発注者側の対応は必要。</li> <li>・ 制限付き一般競争入札等の、今年度から実施している新制度を厳格に運用するとともに、実施状況をよく検証すること。</li> <li>・ 談合情報があった地域の工事に係る入札状況を重点的にチェックすること。<br/>なお当該案件に係る地域では、当分の間は談合情報の有無に関係なく抽出した工事で事情聴取を実施している。</li> </ul> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ すべての入札参加者から個別に事情を聴取し、聴取対象者が談合行為を否定したときは、その旨の誓約書を提出させたうえで、入札執行機関が設置する契約事務適正委員会で審議を行うなどの措置を講じた後に報告している。</li> <li>・ 公正取引委員会への速報ということでの情報提供の時期を検討する。</li> </ul> |
| 2 | <p>談合情報があった案件の審査 指名競争入札：北播磨県民局（社土木事務所）発注<br/>「国道427号側溝路側等補修工事」（単価契約）</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開札結果表に記載している入札金額は何か。</li> <li>・ 工事を妨害するために、わざわざ根拠のない談合情報を流すようなこともあり、見極めがむづかしい。</li> </ul>   | <p>指名競争入札：北播磨県民局（社土木事務所）発注<br/>「国道427号側溝路側等補修工事」（単価契約）</p> <hr/> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本件は、道路の維持修繕工事（単価契約）に係る入札で、照明灯の電球切れや舗装の穴補修などの関連する工種を一括して行うこととしている。<br/>入札の際は、これらのうち代表する工種の単価で入札を行っているものである。<br/>なお、落札しても必ずしも施工があるものではない。</li> <li>・ 談合情報があった場合は、今後とも「県土整備部建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務に係る入札における談合（連合）情報取扱要領」に基づき適正に対応する。</li> </ul>   |